

宿直物
名稱

ひたいがみも、いたうぬれ給へり、

〔源氏物語三十五〕柏木ゑぼうしばかりをしいれて、すこしおきあがらんとし給へど、いとくるしげな

り、ろろききぬども、なつかしうなよ、かなるをあまたかさねて、ふすまひきかけて、ふし給へ

り、

〔運歩色葉集登〕宿直物

〔易林本節用集食登〕宿直衣

〔書言字考節用集服食〕宿衣又俗云夜著、宿衣被支那謂之、睡襖 夜衣

〔倭訓栞前編十八〕とのいもの 宿直する臥具をいへり

〔雅言集覽九〕とのいもの とのい物、和訓栞には、宿直する臥具をいへりといへり、されどすべて

夜の御番に著るべき衣服をも、又俗のチマキ、カイマキのたぐひ、臥具迄もおしなめていへる也、

御番ならぬ常のをば、よるのもの、よるのころもといへり、

〔貞丈雜記三袖〕とのいものと云ふは、今の夜著ヨキの事也、又おんぞとも云ふ也、とのい物には、袖の

下、おくび、ゑり、兩の脇に六七寸のふさを付くる也、婚入記にあり、見合すべし、繪圖は武雜記の貞

丈抄に記し置く也、

〔嫁迎記〕とのいもの二、御小をぞ二、御まくら二、御むしろ二あるべし、四月より九月九日までは、

とのいもの、御うら御むしろのうら、すゝしたるべく候、

〔婚禮法式下〕夜具之部

一とのい物二ツの事、位ある人は、表は唐織物、その外はから物、其下は何にても用候、四月朔日より

九月九日まで、うらすゝしなり、うらの色は、將軍家むらさき、其外は何色にてもするなり、九

月九日より四月朔日迄は、うら赤緞子なり、ふさの色、何にても但赤を用べし、ふさ長サ五寸計な